

池田市

地区別 バリアフリー基本構想

(石橋阪大前駅周辺地区)

令和6年3月



## 目次

<b>第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって</b>	<b>1</b>
(1) 策定経緯	1
(2) バリアフリー法の改正	2
(3) 位置付け	5
(4) 地区別バリアフリー基本構想策定までの流れ	6
(5) 計画期間	6
<b>第2章 対象地区の概況</b>	<b>7</b>
(1) 位置及び特性	7
(2) 人口	10
(3) 障がい者数	12
(4) 公共交通機関	14
(5) 池田市交通バリアフリー基本構想における特定事業の整備状況	19
<b>第3章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の選定</b>	<b>26</b>
(1) 池田市バリアフリーマスターplanにおける移動等円滑化促進地区	26
(2) 重点整備地区の選定	28
(3) 生活関連施設・生活関連経路の選定	29
<b>第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた事業</b>	<b>33</b>
(1) バリアフリー化の基本的な考え方	33
(2) 特定事業及びそのほかの事業	37
(3) そのほか配慮を要する事項	48
<b>第5章 基本構想作成後の事業推進に当たって</b>	<b>49</b>
(1) 特定事業の実施について	49
(2) 事業の進捗管理及び事業の評価について	49
(3) 進捗状況及び事業内容の広報について	49
(4) 事業の見直しについて	50



## 第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって

### (1) 策定経緯

本市では、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」に基づき、平成18年3月に「池田市交通バリアフリー基本構想（以下、H18 基本構想）」を策定し、旅客施設や道路などのハード面と鉄道従事者のバリアフリー化教育などのソフト面の両面からバリアフリー化の推進をしてきた。

平成18年に旅客施設、建築物など及びこれらの間の経路の一体的な整備の推進を目的に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」が施行された。その後、平成30年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、共生社会<sup>1</sup>の実現と社会的障壁<sup>2</sup>の除去の明確化、心のバリアフリーを基本理念としてバリアフリー法が改正され、さらに令和2年には、共生社会の実現の機運の醸成をうけ、ハード面のバリアフリー化とともに「心のバリアフリー」に係る施策（教育啓発特定事業）の創設やバリアフリー適合義務の対象拡大を追加した改正があった。

本市では、令和2年の改正をうけ、「池田市バリアフリーマスタートップラン～移動等円滑化促進方針～（以下、R2マスタートップラン）」を策定し、H18基本構想の重点整備地区を基本とする5つの移動等円滑化促進地区（以下、促進地区）を設定した。その促進地区に選定された石橋阪大前駅周辺地区において、具体的なバリアフリー化に向けた事業を位置付けるために地区別バリアフリー基本構想を策定する。



図 1-1 計画策定の経緯

<sup>1</sup> 共生社会：障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会

<sup>2</sup> 社会的障壁：障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## (2)バリアフリー法の改正

### 1)バリアフリー法に関する社会的経緯

次項にバリアフリー法における計画制度の主な変遷について整理したものを示す。

#### ア ハートビル法と交通バリアフリー法

平成 6 年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障がい者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

さらに、平成 12 年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるための「交通バリアフリー法」が制定された。

#### イ バリアフリー法

より一体的な総合的な移動など円滑化を促進するために、平成 18 年に上記 2 つの法律が統合・拡充され「バリアフリー法」が制定されました。

この法律では、これまで対象とされていた高齢者と身体障がい者のみならず、知的障がい・精神障がい・発達障がいなどすべての障がい者対象に加え、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとしている。

#### ウ 改正バリアフリー法

平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などをうけ、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、平成 30 年 11 月に改正バリアフリー法が一部施行された（平成 30 年 11 月一部施行、平成 31 年 4 月全部施行）。

さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーの更なる取組の推進を図るための改正も行われた（令和 2 年 6 月一部施行、令和 3 年 4 月全部施行）。

**表 1-1 バリアフリー法における計画制度の主な変遷**

	マスタープラン制度	基本構想制度
H13		<b>交通バリアフリー法制定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本構想は作成できる規定。</li> <li>● 基本構想には、特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及びこれらと一体として利用される公共用施設に関する特定事業等を定める。</li> </ul>
H18		<b>バリアフリー法制定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本構想は作成できる規定。</li> <li>● 基本構想には、<b>生活関連施設、生活関連経路</b>及びこれらに関する移動等円滑化に関する事項、並びにこれらに関する特定事業等を定める。</li> <li>● 重点整備地区に特定旅客施設を含む場合は、当該<b>特定旅客施設を生活関連施設として位置づけが必要</b>。</li> </ul>
H30	<b>バリアフリー法改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>マスタープラン制度創設</b>。</li> <li>● マスタープランの作成は努力義務。</li> <li>● マスタープランには、特定事業その他の具体的な事業の代わりに<b>バリアフリー化の方針を定める</b>。</li> <li>● マスタープランには、生活関連施設である旅客施設や生活関連経路である道路等について、<b>行為の届出を行う対象を示す</b>。</li> </ul>	<b>バリアフリー法改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本構想の<b>作成は努力義務</b>。</li> <li>● 基本構想は、都市計画だけでなく、<b>地域公共交通網形成計画との調和</b>が必要。</li> <li>● 市町村による<b>バリアフリー情報の収集・整理・提供</b>に関する事項を定めることができる。</li> <li>● 都道府県は、基本構想の作成及びその円滑かつ確実な実施に際して広域的な見地から、<b>必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない</b>。</li> <li>● 基本構想の作成後、<b>概ね5年ごとに</b>特定事業等の実施状況について<b>調査、分析、評価を行うよう努め</b>、必要に応じて基本構想を変更する。</li> </ul>
R02	<b>バリアフリー法改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マスタープランの記載事項に、<b>移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保</b>に関する事項が追加。</li> </ul>	<b>バリアフリー法改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本構想に位置づけることができる特定事業の類型として、<b>「教育啓発特定事業」を創設</b>。</li> </ul>
R03	<b>基本方針（告示）改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動等円滑化促進地区の要件に関する考え方を見直し（<b>生活関連施設の種類の要件、地区の範囲の考え方を緩和</b>）。</li> </ul>	<b>基本方針（告示）改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重点整備地区の要件に関する考え方を見直し（<b>生活関連施設の種類の要件、地区の範囲の考え方を緩和</b>）。</li> </ul>

参考：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課 マスタープラン・基本構想の作成 令和3年3月  
(R2 バリアフリー法改正に関する説明会(第Ⅱ部))

## 2)改正バリアフリー法の概要

地域における高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、建築物などの生活関連施設、これら施設間の経路を構成する道路、駅前広場などについて、移動等円滑化（以下、「バリアフリー化」）が図られていることが重要である。

バリアフリー法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区・重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などの「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するため市町村が作成するものとして、移動等円滑化促進方針(以下、「マスタープラン」)や移動等円滑化基本構想（以下、「基本構想」）を規定している。

表 1-2 定める事項

マスタープランで定める事項 (法 24 条)	基本構想で定める事項 (法 25 条)
1 移動等円滑化促進地区の位置及び区域	1 重点整備地区の位置及び区域
2 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	2 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
—	3 移動等円滑化のために実施すべき <u>特定事業</u> そのほかの事業に関する事項
3 そのほか移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	4 そのほか重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
・移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める	・重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める
・市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置そのほかの移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる	・市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置そのほかの移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる
・移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定めることができる	—

参考：バリアフリー法、移動等円滑化の促進に関する基本方針

### (3)位置付け

バリアフリー基本構想は、本市の最上位計画である総合計画や福祉、子育て、環境、防災などの計画において、バリアフリーに関する取組・施策が定められている、多様な分野と連携・整合した計画として位置付ける。

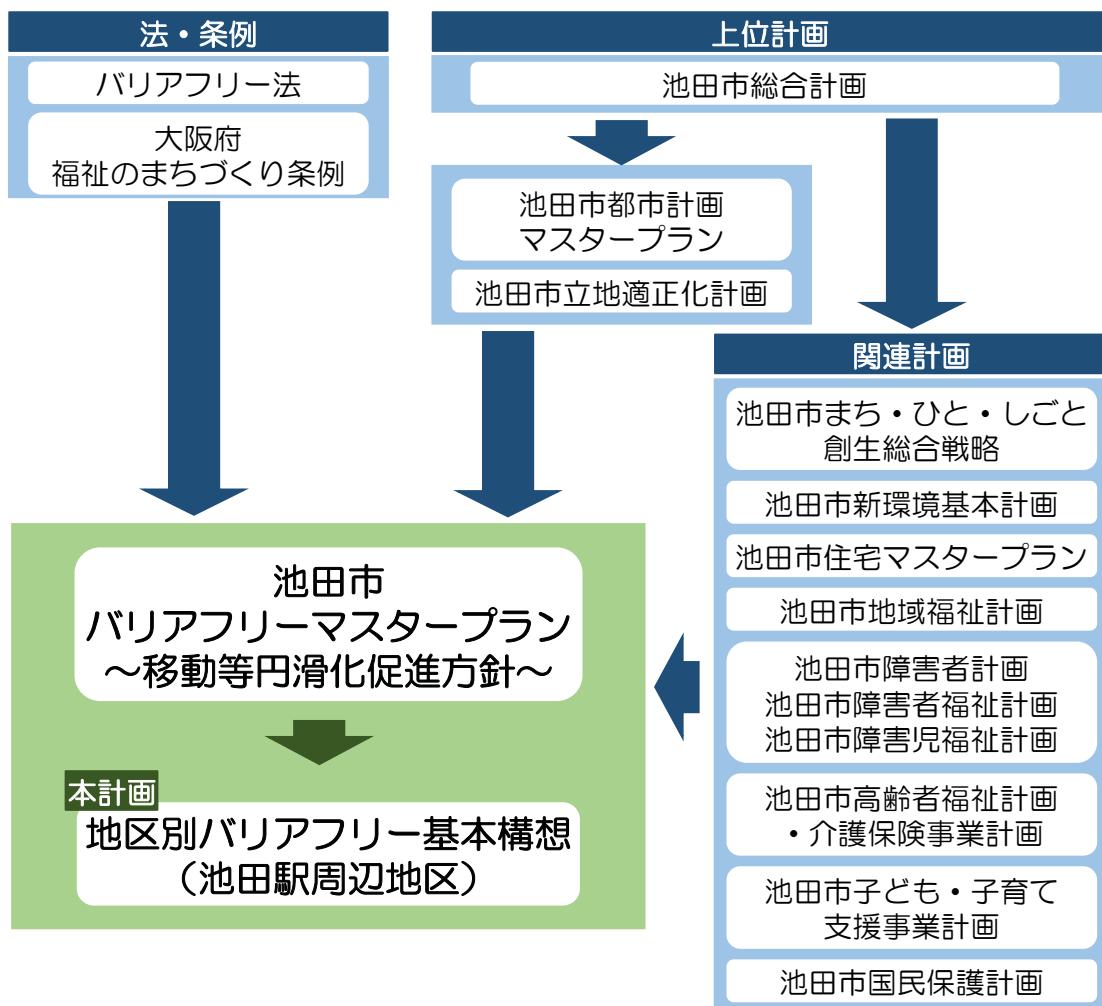


図 1-2 地区別バリアフリー基本構想の位置付け

## (4)地区別バリアフリー基本構想策定までの流れ

バリアフリー基本構想策定までの流れは、下図のとおりである。

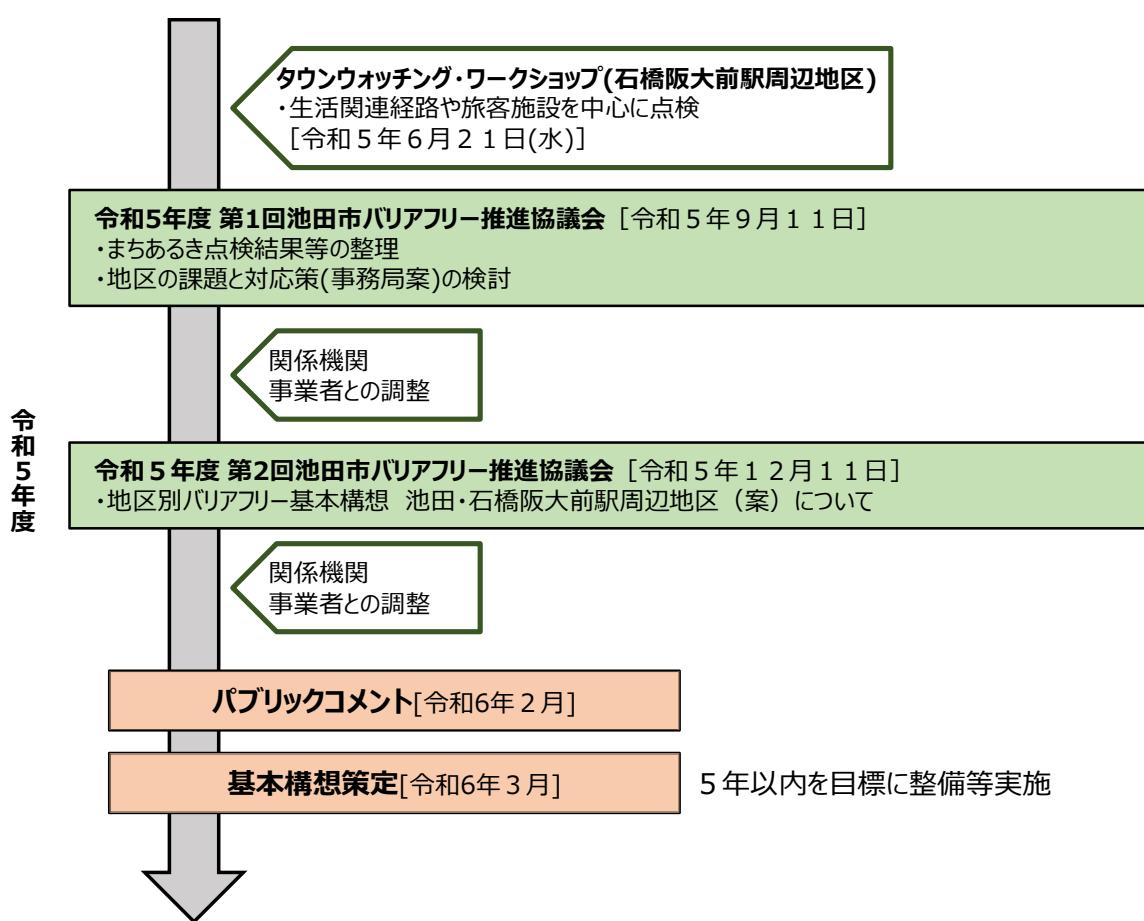


図 1-3 バリアフリー基本構想策定までのフロー

## (5)計画期間

計画期間は、令和6年度からの10年とし、目標年次を令和15年度とする。

## 第2章 対象地区の概況

### (1) 位置及び特性

池田市は、大阪府の西北部、大阪都心から北へ約 16km に位置し、西部は猪名川を挟んで兵庫県川西市と接し、北部から東部は箕面市、南部は豊中市、兵庫県伊丹市に接している。南北に細長く、東西 3.8km・南北 10.3 km、市域面積は 22.14km<sup>2</sup> である。

本基本構想の対象である石橋阪大前駅周辺地区は、石橋阪大前駅を中心に概ね 1km 圏域とする。石橋阪大前駅周辺地区は、池田市の南東に位置しており、地区には国道 171 号線、176 号線が通る。阪急電鉄石橋阪大前駅は、阪急宝塚線と箕面線が乗り入れ、箕面線は、当駅を基点とする。当駅周辺には、商店街や商業施設が立地しており、生活利便性が高い地域である。



図 2-1 石橋阪大前駅周辺地区の位置



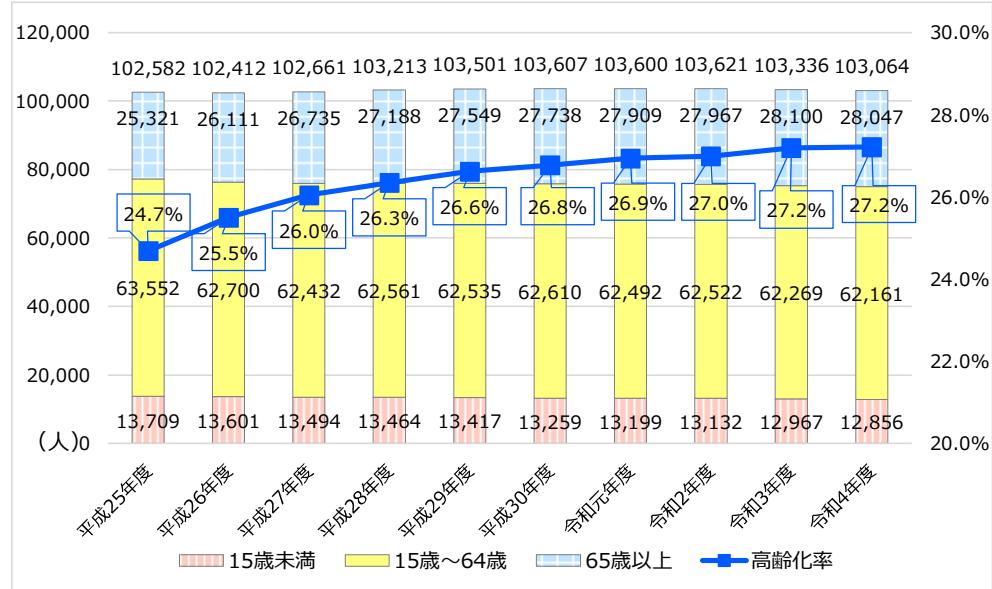
図 2-2 池田市の位置

## (2)人口

池田市的人口は、令和4年度で103,064人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は、28,047人、高齢化率27.2%となっている。

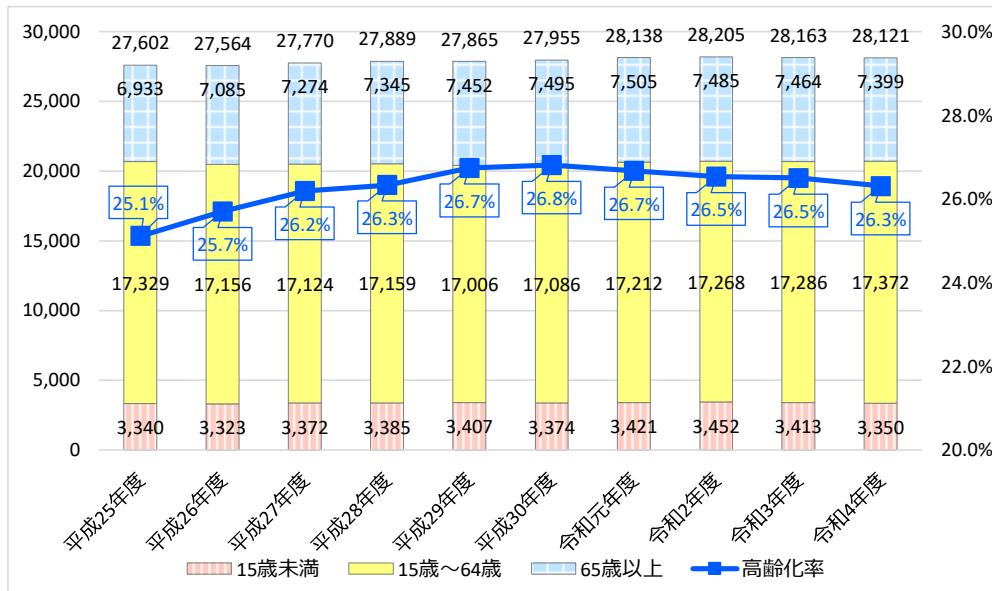
石橋阪大前駅周辺地区の人口は、令和4年度で28,121人であり、そのうち65歳以上の高齢者人口は、7,399人、高齢化率26.3%となっている。

人口推移は、石橋阪大前駅周辺地区は池田市ともによく似ている。高齢化率は、どちらも上昇傾向にあり、平成25年度から池田市は、2.5ポイント、石橋阪大前駅周辺地区では、1.2ポイント上昇しており、高齢化が進行している。



出典：池田市 町丁別年齢別人口

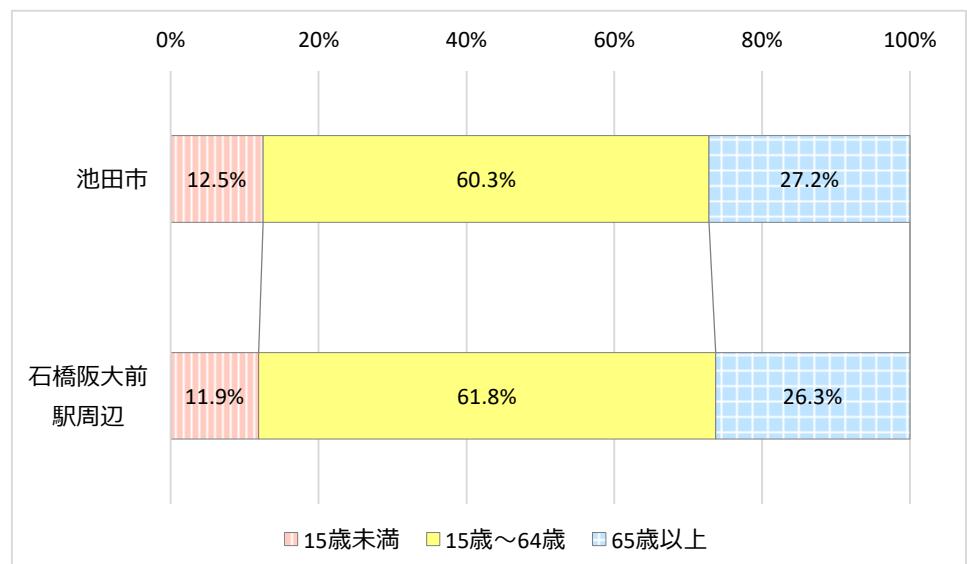
図 2-3 池田市の人口推移



出典：池田市 町丁別年齢別人口

図 2-4 石橋阪大前駅周辺の人口推移

令和4年度における池田市全体と石橋阪大前駅周辺地区の高齢者（65歳以上）の割合について、池田市全体と比較すると、石橋阪大前駅周辺地区は、市全体の割合より下回っている。



出典：池田市 町丁別年齢別人口

**図 2-5 年齢別人口構成比**

なお、石橋阪大前駅周辺地区の人口は石橋阪大前駅を中心に概ね 1km を範囲に含まれる町丁目の人口を合計した。

**表 2-1 石橋阪大前駅周辺地区の約 1km 圏域に含まれる町丁目**

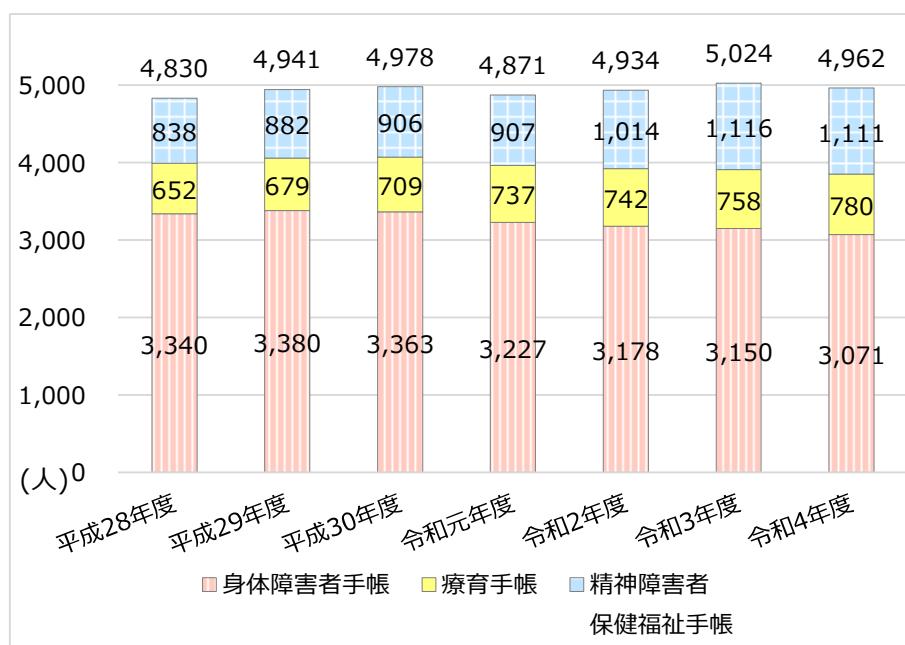
地区名	含まれる町丁目
石橋阪大前駅周辺 地区	天神一丁目・二丁目、住吉一丁目・二丁目、豊島北二丁目、 石橋一丁目～四丁目、井口堂一丁目～三丁目、 鉢塚二丁目・三丁目、旭丘三丁目、莊園一丁目・二丁目

### (3)障がい者数

池田市の障がい者数は、平成28年度と比較して、横ばいであるが、身体障がい者数についてはやや減少しており、知的障がい者と精神障がい者は、増加している。知的障がい者の増加については、知的障がいに対する認知度が高くなり療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられる。精神障がい者の増加要因としては、精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がったこと、高齢化により認知症患者が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことが考えられる。

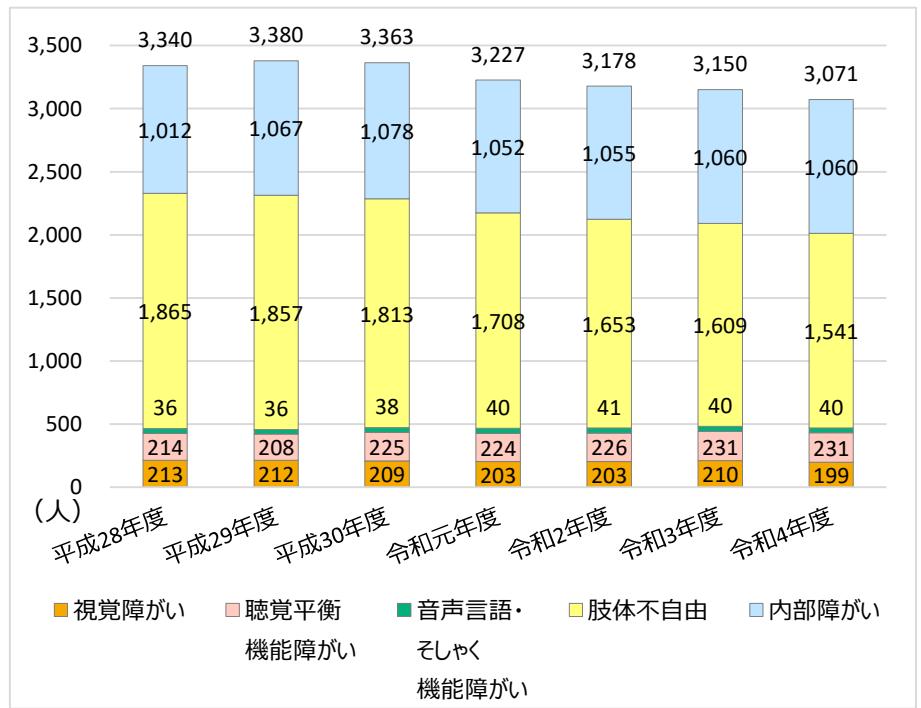
令和4年度では、身体障がい者が3,071人、知的障がい者が780人、精神障がい者が1,111人となっている。

なお、障がい者数は、「身体障害者手帳」および「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数から人数を算出している。



出典：大阪府統計年鑑

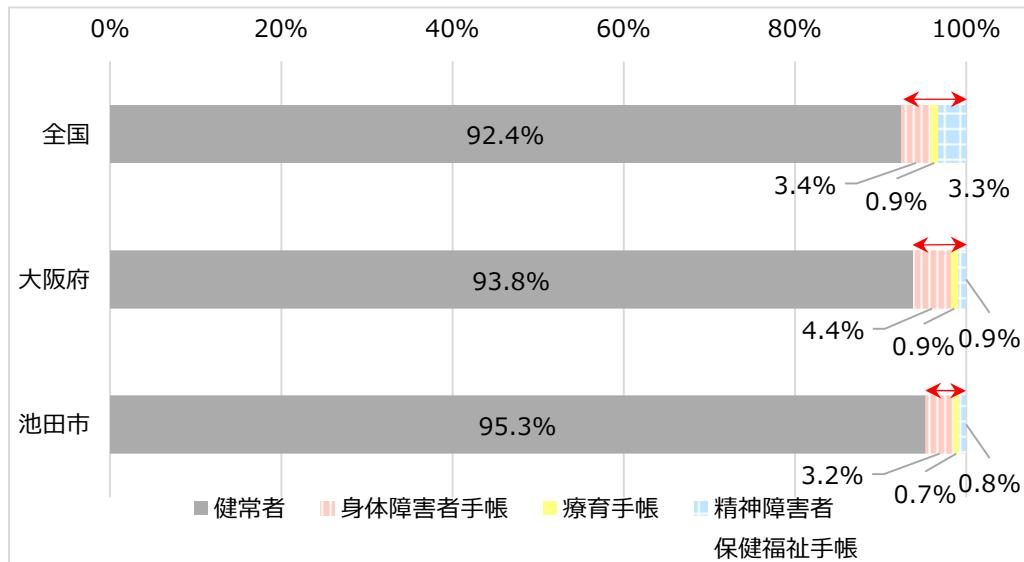
図 2-6 各障害者手帳所持者の推移



出典：大阪府統計年鑑

**図 2-7 身体障がいがある人の状況**

平成 28 年における全国と大阪府、池田市の障がい者の割合は、全国が 7.6%、大阪府が 6.2%、池田市が 4.7% となっている。



出典：大阪府統計年鑑(平成 28 年度)

内閣府 令和 4 年度版障害者白書 (参考資料\_障害者手帳所持者数(平成 28 年))

**図 2-8 障害者手帳所持者の割合**

## (4)公共交通機関

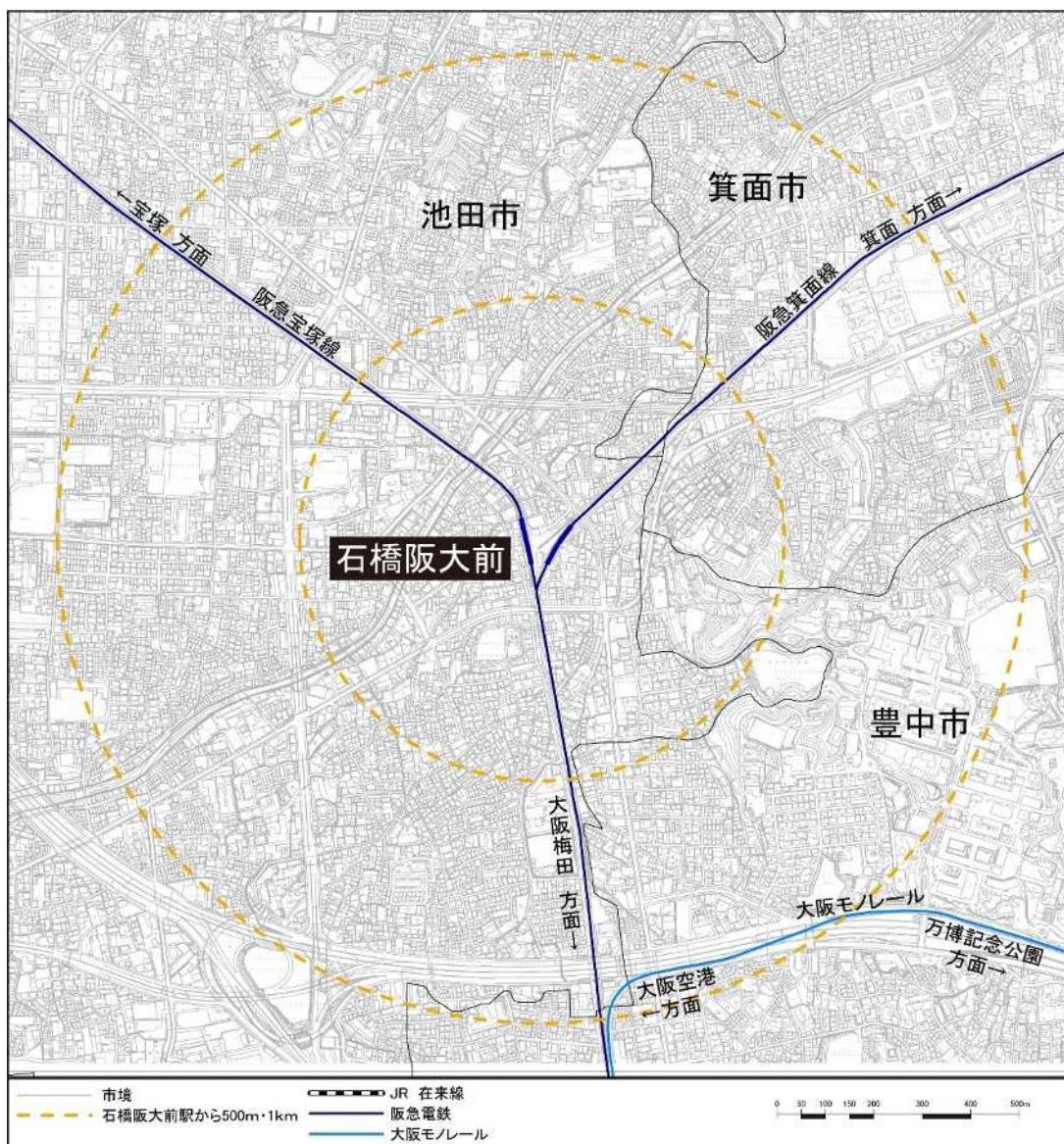
### 1)鉄道

#### ア 鉄道網

本地区には、阪急宝塚線と阪急箕面線の石橋阪大前駅の2路線1駅がある。

宝塚線の運行本数は、大阪梅田方面が平日朝のピーク時で最大19本/時、平均は急行・普通ともに6本/時程度。宝塚方面は平日夕方のピーク時で最大18本/時、平均は12本/時ほどあるが、半数程度は雲雀丘花屋敷や川西能勢口、池田止まりである。また、平日の朝（大阪梅田方面）、夕（日生中央方面）のピーク時には能勢電鉄の直通特急（日生エクスプレス）が運行されている。

箕面線の運行本数は、箕面方面への始発駅であり、平日朝のピーク時で最大7本/時、平均6本程度運行されている。また、箕面線と宝塚線の直通運転は行っていない。

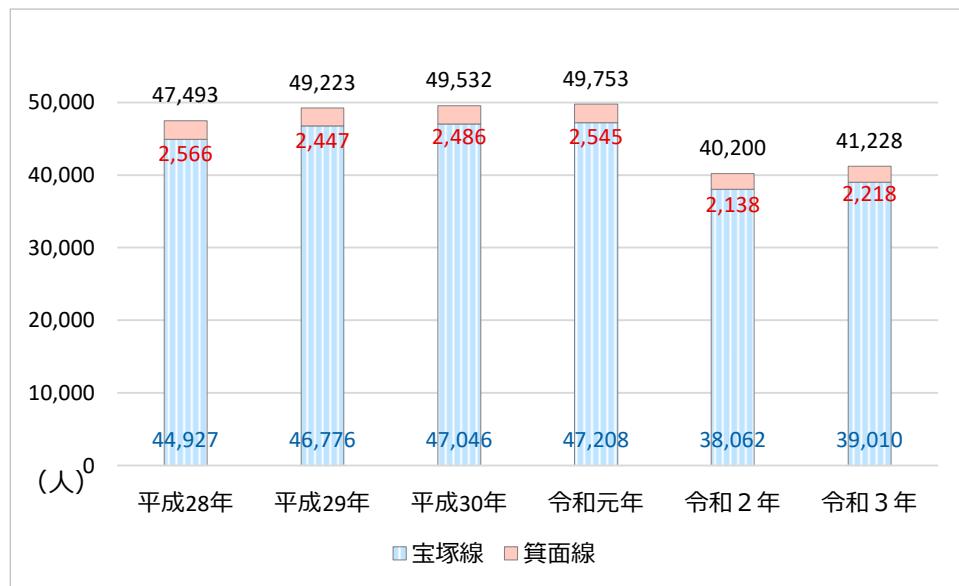


出典：国土数値情報

図 2-9 石橋阪大前駅周辺の鉄道路線

## イ 鉄道利用状況

石橋阪大前駅の1日平均乗降客数は、令和元年までほぼ横ばいで推移し、令和2年に大きく乗降客数が減少している。大きく乗降客数が減少している要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響だと考えられる。



出典：大阪府統計年鑑

図 2-10 石橋阪大前駅 1日平均乗降客数の推移

## ウ バリアフリー化整備状況

本駅では、下図に示すようにエレベーターなどの整備によるバリアフリー経路の確保や、トイレなどのバリアフリー化がなされている。



出典：阪急電鉄ホームページより

図 2-11 石橋阪大前駅 構内図

## 2)バス

### ア バス路線

本地区に乗り入れているバスは、阪急バスと池田市運行の福祉バスがある。

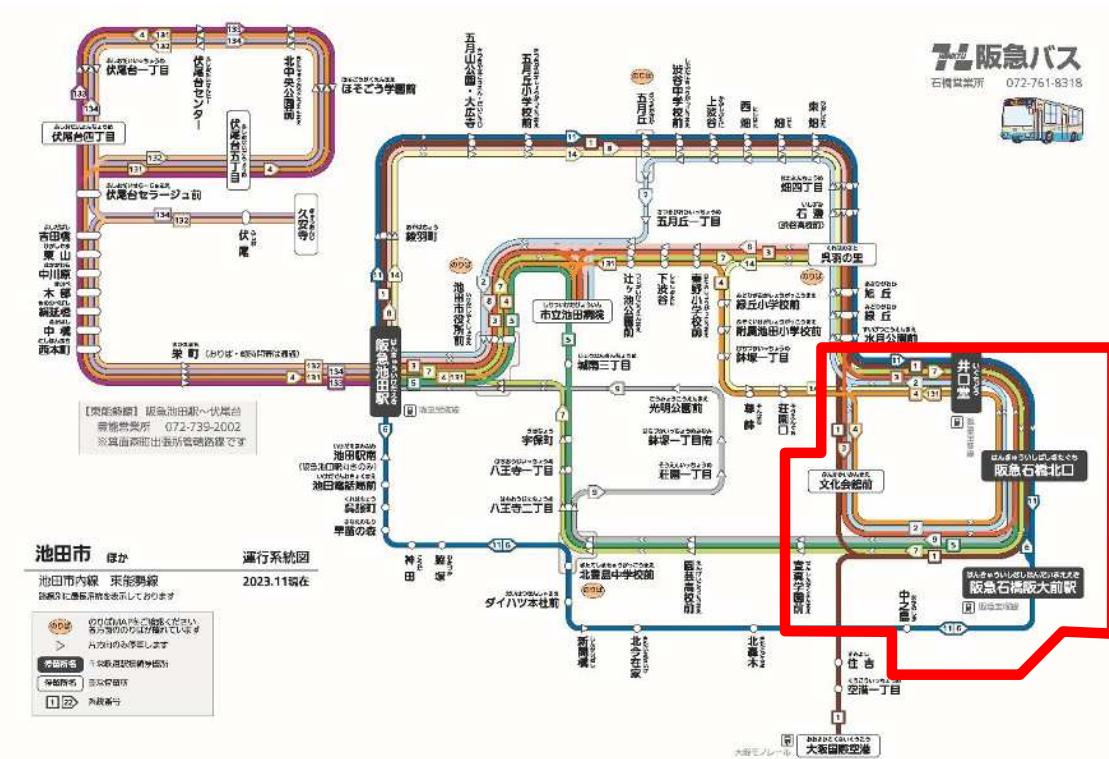


図 2-12 阪急バス 運行系統図（池田市内線等）

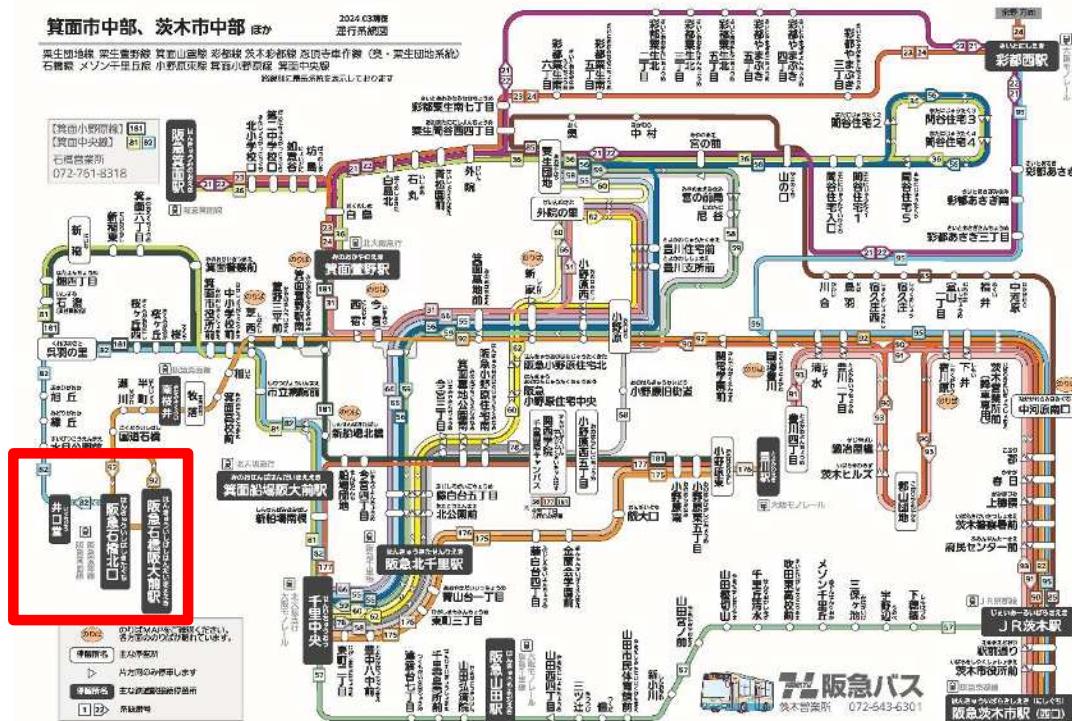


図 2-13 阪急バス 運行系統図（石橋線・箕面中央線等）



**表 2-3 池田市福祉バス 運行表**

	そよかぜ号	きぼう号	おでかけ号
午前1便	7:47 市役所 ↓ 梅の木 ↓ 伏尾台C 8:59 市役所	7:52 市役所 ↓ 石橋バス停 ↓ 文化会館 8:50 市役所	7:51 敬老会館 ↓ 渋谷高校北 ↓ 市役所 9:26 敬老会館
午前2便	9:10 市役所 ↓ 文化会館 ↓ 石橋バス停 10:22 市役所	8:58 市役所 ↓ 伏尾台C ↓ 敬老会館 10:33 市役所	9:37 敬老会館 ↓ 宣真学園南 ↓ 石橋バス停 10:32 市役所
午前3便	10:35 市役所 ↓ 渋谷高校北 ↓ 敬老会館 11:38 市役所	10:48 市役所 ↓ 石橋バス停 ↓ 文化会館 11:46 市役所	10:44 市役所 ↓ 伏尾台C ↓ 五月山体育館 12:00 敬老会館
午後1便	12:45 市役所 ↓ 石橋北会館 ↓ 石橋バス停 13:49 市役所	12:55 市役所 ↓ 敬老会館 ↓ リコー南 14:25 市役所	13:13 敬老会館 ↓ 渋谷高校北 ↓ 伏尾台C 15:00 敬老会館
午後2便	14:00 市役所 ↓ 渋谷高校北 ↓ 敬老会館 15:02 市役所	14:35 市役所 ↓ 敬老会館 ↓ 畑郵便局南 15:13 市役所	15:21 敬老会館 ↓ 市役所 ↓ 伏尾台C 16:43 敬老会館
午後3便	15:10 市役所 ↓ 敬老会館 ↓ ダイハツ北門 16:23 保健福祉C	15:20 市役所 ↓ 文化会館 ↓ 渋谷高校北 16:28 保健福祉C	

## (5) 池田市交通バリアフリー基本構想における特定事業の整備状況

H18 基本構想において、定めた特定事業の整備状況について、整理した。

### 1) 公共交通特定事業

#### ア 事業者：阪急電鉄株式会社

表 2-4 事業実施状況

番号	整備内容	整備状況	備考
1	移動経路の円滑化など	宝塚本線ホーム・箕面線3, 5号線ホーム及び改札階を結ぶ経路にエレベーター及び連絡通路を設置	H22.3 完了
2		箕面線4号線ホームと公道を結ぶ経路にスロープを設置	未整備
3	トイレの改良	多機能トイレの設置	H21.3 完了
4	プラットホーム	情報提供表示器の設置 (列車接近警告表示装置)	H22.3 完了
5		視覚障がい者警告ブロックの改善	H22.3 完了
6	案内情報の提供	構内案内図(触知案内図)の設置	H22.3 完了 改札口付近に設置済み
7	施設・設備の改良など	待合室の改善検討	未定
8	バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	随時

参考1：視覚障がい者誘導用ブロックの増設はH17年3月に実施済

参考2：H23年以降の中長期課題、電車とプラットホームの段差の改善

イ 事業者：阪急バス株式会社

表 2-5 事業実施状況

番号	整備内容		整備状況	備考
1	低床車両の導入	ノンステップ（もしくはワンステップ）バスへの置き換え	整備済み	法律で定められた導入目標は達成しているが、引き続き導入を進める
2	案内情報の提供	車両方向幕の電子表示化継続	整備済み	
3		阪急石橋駅からの乗り継ぎ案内の掲示（バス停位置等）	未整備	各施設における実施状況による
4	バスののりばの改良	井口堂天神線・神田石橋線の道路整備に伴うバス停の上屋、ベンチの設置・改良	道路整備時期にあわせて	・阪急石橋北口①のりば：H26.4 ベンチ増設等 ・阪急石橋③のりば：H30.2 車道部・歩道部の段差解消
5	バリアフリー教育	職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	実施中	随時

## 2)道路特定事業

### ア 事業者：国土交通省近畿地方整備局

**表 2-6 事業実施状況**

路線名	番号	整備内容	整備状況	備考
国道 171 号	D-2	安全な歩行空間の確保 ※通行方法の検討や路側帯のカラー舗装化などの環境整備	整備済み	
国道 176 号	D-1 ①	歩車分離のされた安全な歩行空間の確保歩道の改良 (段差の解消、縦横断勾配の改善、舗装面の改善など)	整備済み	
		視覚障がい者誘導用ブロックの整備	未整備	一部整備済み
	D-1 ②	安全な歩行空間の確保 ※通行方法の検討や路側帯のカラー舗装化などの環境整備	未整備	
		阪急箕面線踏切との交差部における歩行空間の改良	未整備	

### イ 事業者：池田市

**表 2-7 事業実施状況**

路線名	番号	整備内容	整備状況	備考
東畑住吉 線	C-1	歩道の改良 (段差の解消、縦横断勾配の改善、舗装面の改善など)	整備済み	
		視覚障がい者誘導用ブロックの整備	整備済み	
神田石橋 線	C-2①	有効幅員 2 m の（車道と分離された）連続した歩道の確保 ※あるいは、歩車分離のされた安全な歩行空間の確保	未整備	
		歩道の改良 (段差の解消、縦横断勾配の改善、舗装面の改善など)	整備済み	
	C-2 ②	視覚障がい者誘導用ブロックの整備	未整備	北側歩道は、整備済み
		有効幅員 2 m の（車道と分離された）連続した歩道の確保 ※あるいは、歩車分離のされた安全な歩行空間の確保	未整備	
井口堂 天神線	C-3	歩道の改良 (段差の解消、縦横断勾配の改善、舗装面の改善など)	未整備	
		視覚障がい者誘導用ブロックの整備	未整備	一部整備済み
石橋駅 西口線	D-3	視覚障がい者誘導用ブロックまたは誘導用ゾーンの設置検討及び整備	未整備	一部整備済み
		安全な歩行空間の確保 ※路上駐車や放置自転車対策と連携して検討が必要	未整備	
石橋 第 21 号線	D-4	視覚障がい者誘導用ブロックまたは誘導用ゾーンの設置検討及び整備	整備済み	
		安全な歩行空間の確保 ※通行方法の検討や路側帯のカラー舗装化などの環境整備	未整備	

## ウ 事業者：道路特定事業共通

**表 2-8 事業実施状況**

路線名	整備内容	整備状況	備考
共通	【案内情報の提供】 案内看板やサインなどの設置検討 (触知案内図・音声案内などの検討を含む)	整備済み	
	【交差点など】 エスコートゾーン <sup>3</sup> の設置検討	未整備	

※関係機関が協議・調整のうえ実施

## 3)交通安全特定事業

### ア 事業者：大阪府公安委員会（池田警察署）

**表 2-9 事業実施状況**

路線名	交差点名	整備内容	整備状況	備考
C-1 東畠住吉線	文化会館前	音響信号設備の設置	整備済み	
	天神 1		整備済み	
C-2 神田石橋線	石橋交番前		整備済み	
	石橋 1		未整備	
D-1 国道 176 号	石橋阪大下		未整備	
	井口堂南		未整備	

## 4)その他事業

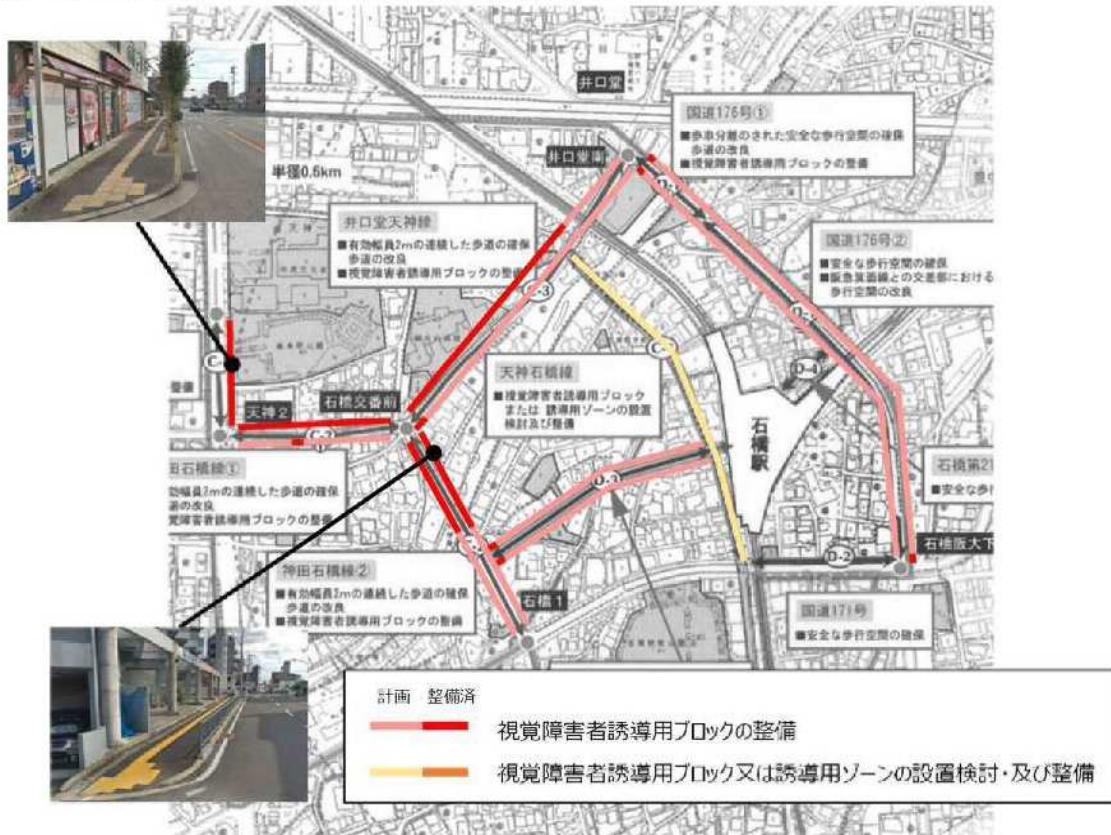
### ア 事業者：池田市など（関係機関が協議・調整のうえ実施）

**表 2-10 事業実施状況**

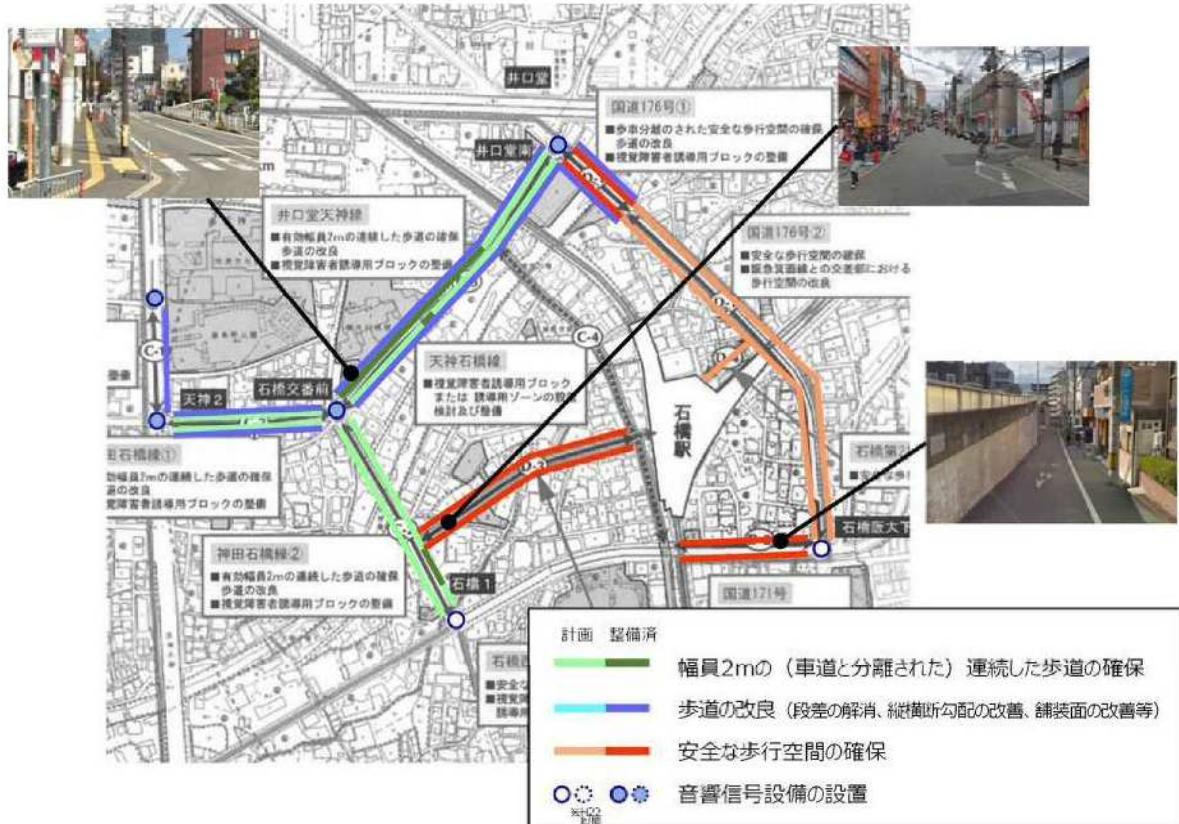
番号	整備内容	整備状況	備考
1	案内情報の提供 周辺案内図の設置	整備済み	

<sup>3</sup> エスコートゾーン：視覚障がい者が横断歩道を渡るとき、横断方向が分かるよう設置する突起帯。視覚障がい者用横断帯。

## «視覚障害者誘導用ブロックの設置状況（石橋地区）»



## «幅員 2m の連続した歩道の確保・歩道改良・音響信号設備の設置等»



参照：池田市バリアフリーマスターplan（令和3年3月）

図 2-14 バリアフリー化整備状況

## 5)心のバリアフリー

**表 2-11 事業実施状況**

整備内容		実施状況	備考
自転車問題への対策	放置自転車の撤去・規制	継続	昭和61年条例制定
	自転車マナーアップ運動の推進 (啓発活動)	継続	
	自転車免許証モデル事業	継続	自転車免許証モデル事業は令和3年で廃止。現在は毎年自転車安全教室を実施。
	池田駅・石橋駅周辺での一時利用自転車や放置自転車への対策検討	継続	
道路上の占有物への対策	商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去	継続	
	不法駐車車両の撤去・規制	継続	
案内情報の提供	バリアフリーマップ等の作成	未実施	
心のバリアフリーの醸成	石橋駅バリアフリーボランティアモデル事業 <sup>注1</sup> の実施結果をいかした取組み検討	未実施	
	バリアフリーに関する講習会や体験型勉強会 <sup>注2</sup> の開催	未実施	
	学校教育におけるバリアフリー学習メニューの導入	継続	



### **第3章 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の選定**

重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路は、R2 マスタープランで設定された移動等円滑化促進地区と移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（以下、基本構想作成に関するガイドライン）に基づき、以下のとおり設定する。

#### **( 1 )池田市バリアフリーマスタープランにおける移動等円滑化促進地区**

R2 マスタープランでは、次頁のとおり移動等円滑化促進地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路が設定された。



## (2)重点整備地区の選定

重点整備地区とは、以下の要件を満たす地区をいう。

**表 3-1 基本構想作成に関するガイドライン（重点整備地区）**

ガイドラインに記載されている要件
<b>①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</b> 基本方針では、原則として生活関連施設が概ね3以上あることとする。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としている。
<b>②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区</b> 重点整備地区は、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められる。基本方針では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性などの観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めている。
<b>③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</b> 基本方針では、ここでの都市機能として、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを掲げている。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このようなさまざまな都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められている。
<b>④境界の設定など</b> 重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって明確に表示して定めることが必要である。なお、重点整備地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携して基本構想を作成する必要がある。

### (3)生活関連施設・生活関連経路の選定

#### 1)生活関連施設

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例、基本構想作成に関するガイドライン（下表）及びR2マスタープランにおける生活関連施設の設定の考え方を踏まえて施設の選定を行った。

なお R2 マスタープランにおいて、生活関連施設を設定するにあたり、当事者団体へヒアリング調査やアンケート調査を実施し、よく行く施設やあきらめている施設を抽出し、生活関連施設を設定している。

**表 3-2 基本構想作成に関するガイドライン（生活関連施設）**

生活関連施設は、公共・民間を問わず、さまざまな施設が該当する。そのため、生活関連施設を設定する際は以下のような事項を考慮する必要がある。

ガイドラインに記載されている設定の条件

- ①常に多数の人が利用する施設を選定する
- ②高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

ガイドラインに記載されている留意点

- ・事業の実施可否により生活関連施設設定の判断をしない

## 2)生活関連経路

バリアフリー法や基本構想作成に関するガイドライン（下表）、H18 基本構想などを踏まえ、生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に特にバリアフリー化する必要性が高い経路を生活関連経路として設定する。

**表 3-3 基本構想作成に関するガイドライン（生活関連経路）**

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要がある。そのため、生活関連経路の選定の考え方としては、以下の3点が挙げられます。

ガイドラインに記載されている設定の条件

- ①より多くの人が利用する経路を選定する
- ②生活関連施設相互のネットワークを確保する
- ③隣接自治体との連続性を確保する

ガイドラインに記載されている設定の条件

- ・事業の実施可否により生活関連経路設定の判断をしない

前頁を踏まえ、本基本構想で設定した重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路を以下に示す。

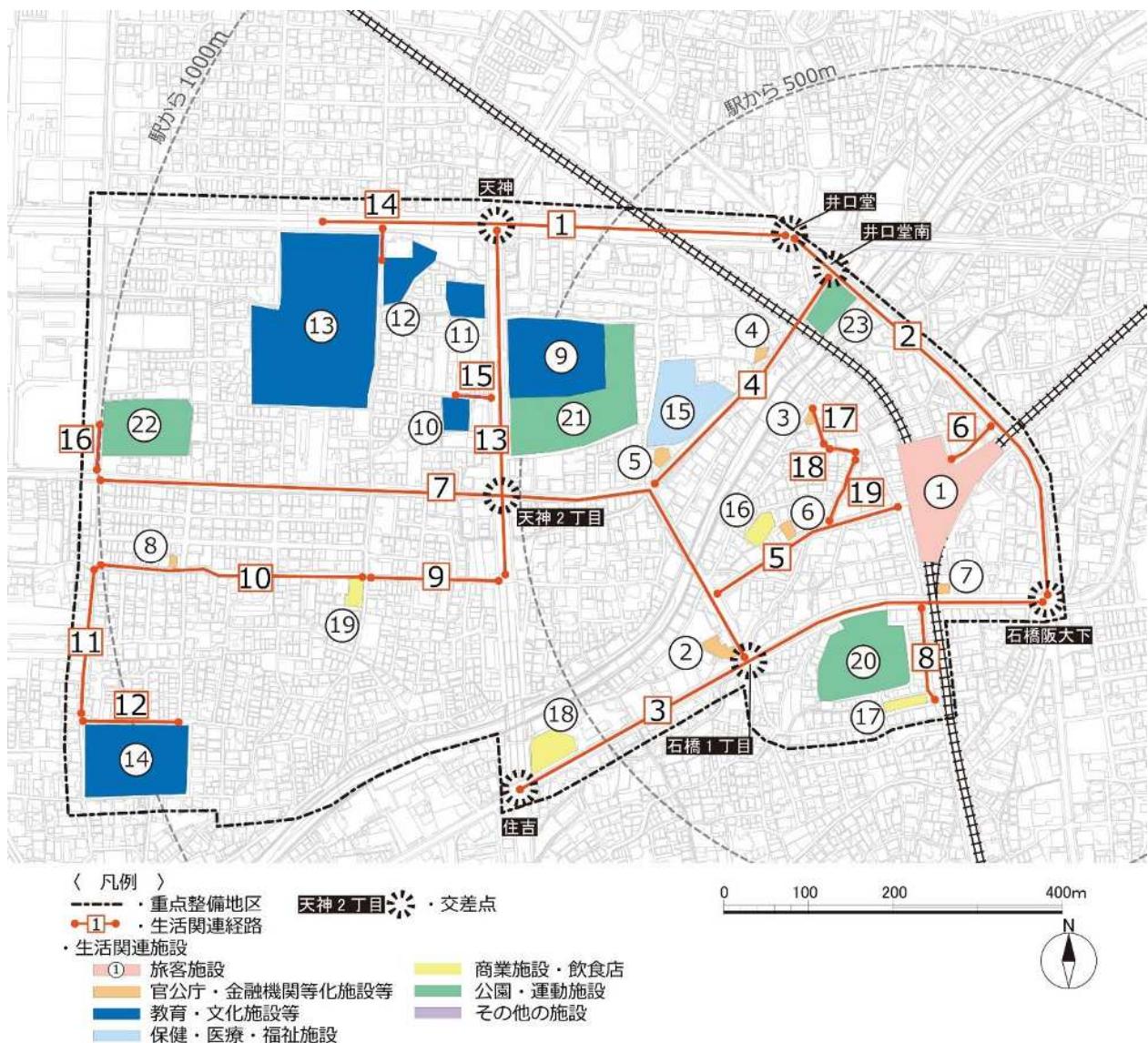


図 3-2 重点整備地区、生活関連施設・経路【石橋阪大前駅周辺地区】



## 第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた事業

### (1)バリアフリー化の基本的な考え方

本市では、平成18年度から基本構想に基づき「重点整備地区」を設定し、旅客施設、道路、交通安全などについてハードの整備や市民のバリアフリー化への理解を深めるためのソフト面の取組を進めてきた。

今までの取組を整理するとともに、改正バリアフリー法や近年の状況を踏まえた新たな取組を加え、バリアフリー化を推進していくハード面やソフト面の取組を位置付ける。

バリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障がい者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物などの整備を実現していくことを目標とする。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努める。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとする。

#### 1)鉄道駅・バスなどのバリアフリー化

- ・駅の外部から改札口を経てホームへ通じる経路については、高齢者、障がい者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路を1ルート以上確保する。
- ・バリアフリー化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とする。また、ほかのルートがある場合は、主動線以外についても可能な限り、バリアフリー化された経路を確保することが望ましい。
- ・階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。
- ・案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでも分かりやすく、見やすいものとする。
- ・運行情報の案内、列車接近の警告、事故などの緊急情報については、文字や音声などにより情報提供する。
- ・駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色などを考慮して視覚障がい者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障がい者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段など鉄道駅における主要な経路や施設・設備

については、視覚障がい者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音声案内の設置に努める。

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機などの設備は、高齢者、障がい者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、内方線付点状ブロックやホーム柵の設置などによる落下防止措置に努める。

## 2)道路などのバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障がい者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。また、転倒や車いすのスリップを防ぐため、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、舗装の色などを考慮して敷設し、視覚障がい者の円滑な移動を確保する。
- ・横断歩道部は、エスコートゾーンの設置を含めた交差点の安全性について、警察等と協議し、必要な整備を行う。また、踏切道では、踏切道手前部に警告ブロック(点状ブロック)による注意喚起をし、踏切道内は、鉄道事業者と連携し、カラー舗装や表面に凹凸のついた誘導標示等で歩車道分離し、安全な歩行空間を確保する。
- ・通学路や避難経路において、安全・安心な歩行空間を確保する。

### **3)交通安全施設などのバリアフリー化**

- ・道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化、違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進、標識・標示の視認性の確保、また、必要に応じて交通規制を実施する。
- ・視覚障がい者の利用が多い横断歩道では、エスコートゾーンを設置する。

### **4)建築物のバリアフリー化**

- ・施設内に至るまでの段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などを行い、バリアフリー化された経路を確保する。また、道路管理者と協力し、道等から施設出入口までの連続した移動等円滑化経路を確保する。
- ・高齢者、障がい者等が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため、案内板やバリアフリートイレなどの設置に努める。

### **5)都市公園のバリアフリー化**

- ・都市公園のバリアフリー化にあたっては、「特定公園施設の例外規定」が設けられている趣旨を踏まえ、地形や自然環境の保全などを考慮した形でのバリアフリー化が求められる。上記を踏まえ、以下の考え方に基づき、整備に努めるものとする。
- ・特定公園施設は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれる施設とし、バリアフリー化を進める。
- ・出入口から特定公園施設に至る経路は、都市公園移動など円滑化基準に適合させるよう努めるものとし、経路の選定にあたっては、重点整備地区における一体的なバリアフリー化のため、生活関連経路との連続性を考慮して設定することが望ましい。
- ・道路管理者と協力し、道等から公園入口までの連続した移動等円滑化経路を確保する。

## 6)心のバリアフリーの推進

- ・施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーも重要である。そのため、各種の啓発・広報活動及びさまざまな機会を活用した幅広い教育活動などの推進に努める。
- ・高齢者、障がい者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な事業者、施設設置管理者は教育訓練に努める。
- ・歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上へのみ出し看板や迷惑駐輪などによりバリアが発生している事案に対して、啓発活動などを通し、交通マナーに関するモラル向上のための取組を行う。

## 7)災害時のバリアフリー

- ・避難所機能を有する公共施設や主要な避難経路になる道路・歩道のバリアフリー化などのハード整備に努める。
- ・自助・公助・共助の連携による要配慮者への支援体制づくりなどのソフト面の取組を推進する。

## (2)特定事業及びそのほかの事業

前項のバリアフリー化の基本的な考え方を踏まえて、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化のために具体的な事業として、下記に示す特定事業及びそのほかの事業を本基本構想に位置付ける。なお、事業箇所の設定は、タウンウォッキング・ワークショップによって得られた意見を基に検討を行った。

特定事業を実施する事業者・施設設置管理者は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。

- 公共交通特定事業　：旅客施設などのバリアフリー化に関する事業
- 道路特定事業　：道路などのバリアフリー化に関する事業
- 交通安全特定事業　：音響式信号機の設置などに関する事業
- 建築物特定事業　：建築物のバリアフリー化に関する事業
- 都市公園特定事業　：公園のバリアフリー化に関する事業
- 教育啓発特定事業　：心のバリアフリー教育に関する事業
- そのほかの事業　：そのほかのバリアフリー化に関する事業

特定事業の実施予定時期は、基本構想作成から概ね 5 年後の令和 10 年度（2028 年度）までとする。しかし、本基本構想の作成段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討する」ものとする。また、過去から続いている取組や、今後も継続していくものについては、「過去から継続している、継続的に実施する（ソフト事業）」ものとする。

なお、特定事業については、H18 基本構想を基準として位置付け、継続的に進捗状況を管理する。







区間	整備内容	実施時期			備考
		令和10年度 (2028年度) までを目標に 実施する	今後機会を 捉えて 実施する	過去から継続し ている、継続的 に実施する (リト事業)	
<b>生活関連経路 市道路線全体</b>					
共通	視覚障がい者誘導用ブロックの改修	○			
	各生活関連施設への誘導として、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 <sup>※3</sup> の検討	○			
<b>その他 市道東畠住吉線</b>					
天神大橋	段の識別のため、階段の段鼻の改修		○		

※1～3：用語の定義について、P.43で解説しています。

## 用語の定義

用語	定義/注意事項	
※1：歩道の拡幅	歩道の有効幅員 2m（車椅子利用者が通れる幅）を確保します。	
※2：歩道の改良	<b>段差の解消</b>	横断歩道に接続する歩道の縁端の段差は 2 cmを標準とする。
	<b>縦横断勾配の改善</b>	縦断勾配は 5%以下、横断勾配は 1%以下を原則とします。
	<b>舗装面の改善</b>	舗装面の改修（平坦で、滑りにくく、水はけのいい仕上げとする）、老朽化箇所の補修・側溝蓋の改善などにより、歩道上の段差解消を図ります。
※3：視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	<p>黄色その他周囲の路面との<b>輝度比</b><sup>注1</sup>に配慮した視覚障がい者用誘導用ブロックを整備します。</p> <p>放置自転車等が多い場所へは、<b>啓発の文章</b><sup>注2</sup>が印刷された視覚障がい者用誘導用ブロックや看板の設置をいたします。</p> <p>また、マンホールを避けたりと既存不適格なものについても点検後、補修します。</p> <p>乗合自動車停留所には、視覚障がい者の移動円滑化のために、必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。</p>	

注 1：輝度 (cd/m<sup>2</sup>) とは物の明るさを表現する単位。輝度比は、視覚障がい者用誘導用ブロックと周辺舗装との色や明るさの違いがどの程度あるのかを示す指標で、以下の式で算出します。輝度比 2.0 程度確保し、容易に識別できるよう配慮します。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障がい者誘導用ブロックの輝度(cd/m<sup>2</sup>)} }{\text{周辺舗装の輝度}}$$

注 2：既製品では『目の不自由な人のものです。モノをおかないで』などの文字が印刷された誘導用ブロックを利用します。また、視覚障がい者は誘導用ブロックの上を直接歩くとは限らず、誘導用ブロックの周囲の空間も移動に必要であるため、新たに作成・補修する場合は『誘導用ブロックの上および周辺にものを置かないでください』など文章表現を工夫します。

### 3)交通安全特定事業

#### ア 事業者：池田警察署(大阪府公安委員会)

整備項目	整備箇所	具体項目	実施時期			備考
			令和 10 年度 (2028 年度) までを目標に 実施する	今後機会を 捉えて実施 する	過去から継続 している、継続 的に実施する (リト事業)	
既存 信号機 の改良	石橋阪大下交差点	音響信号を設置**		○		
	石橋一丁目交差点	音響信号を設置*		○		
	石橋交番前交差点	ボタンの位置を分かりや すい場所へ変更		○		
		鳴動方向の調整 (変更の仕方)を検討		○		
	井口堂南交差点	音響信号を設置*		○		
	地区全体	音響信号ボタンまでの 視覚障がい者誘導用 ブロックの敷設	○			
視覚障が い者用道 路横断帯 の設置	地区全体	エスコートゾーンの 設置検討	○			
道路標示の補修					○	

\*\* : H18 基本構想時の特定事業

\*\*\* : H18 基本構想時の特定事業 + 令和 5 年度指摘事項

## 4)建築物特定事業

### ア 事業者：池田市

番号	施設名：市民文化会館 アゼリアホール	所在地：天神 1 丁目 7-1	用途：劇場			
⑨	 <b>市民文化会館の外観</b>  <b>歩道から施設出入口までの歩道部分</b>	整備内容	実施時期			
			令和 10 年度 (2028 年度) までを目標に 実施する	今後機会を捉え て実施する	過去から継続して いる、継続的に 実施する (ソフト事業)	
		官民境界部の段差の解消		○		
		敷地内通路に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設		○		
		スロープの位置を案内する看板の設置	○			
		玄関マットと視覚障がい者誘導用ブロック等との取り合いの配慮	○			
		館内の主要な施設まで視覚障がい者誘導用ブロックの敷設		○		
		トイレの標識・表示の改善	○			
		トイレにベビーチェアを設置		○		

番号	施設名：市立カルチャープラザ	所在地：天神 1 丁目 9-3	用途：集会場		
⑩	池田市立カルチャープラザ	整備内容	実施時期		
			令和 10 年度 (2028 年度) までを目標に実 施する	今後機会を捉え て実施する	過去から継続して いる、継続的に 実施する (ソフト事業)
		視覚障がい者誘導用ブロックを道等か ら受付まで敷設		○	
		玄関マットと視覚障 がい者誘導用ブロッ ク等との取り合いを 配慮	○		
		エレベーターのボタン の改善	○		
		トイレにベビーシート を設置		○	

## 5)都市公園特定事業

### ア 事業者：池田市

番号	公園名	整備内容	実施時期	
		令和 10 年度 (2028 年度) までを目標に実 施する	今後機会を捉え て実施する	過去から継続して いる、継続的に 実施する (ソフト事業)
⑯		視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	○	
		触知案内図の改修	○	

番号	公園名	整備内容	実施時期	
		令和 10 年度 (2028 年度) までを目標に実 施する	今後機会を捉え て実施する	過去から継続して いる、継続的に 実施する (ソフト事業)
㉑	 	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	○	
		園内の主要な施設を結ぶ移動円滑化園路を設定し、パリアフリー化	○	



### **(3) そのほか配慮を要する事項**

#### **1) 建築物のバリアフリー化**

##### **ア 市有施設(公共施設)について**

市有施設は、施設の維持更新に合わせバリアフリー化を推進するよう努める。

市有施設の新築・増改築、大規模改修の検討時は、計画・設計段階から当事者の意見を聴取する機会を設け、誰もが使いやすい施設整備を推進するよう努める。

##### **イ 民間施設について**

バリアフリー化は、所有者・管理者等が協力して実施する必要があり、早期の対応が難しい。民間事業者に対し、バリアフリー化促進に向けた啓発活動を行い、出来るところから対応し、建替え等の機会に移動等円滑化基準への適合を図るように努める。

#### **2) 視覚障がい者誘導用ブロックについて**

視覚障がい者が行きたい場所に安心安全に移動するためには、連続した適切な位置に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が重要である。

連続した適切な敷設をするために、タウンウォッチングによる点検や定期的な当事者と事業者による意見交換を実施することに努めていく。

#### **3) ことばの地図の整備**

ことばの地図とは、主に地図や画像等を理解することが困難な視覚障がい者や視力の低下した高齢者等のために言葉の説明による地図のことを指す。

ことばの地図を作成するには、視覚障がい者等の当事者と協力する必要があり、早期の対応が難しいため、作成する経路の優先順位を決めながら整備するように努めていく。

#### **4) バリアフリーマップの作成**

高齢者、障がい者等が利用可能な施設を自由に選択できるようにするために、これらの施設が位置する場所やバリアフリー情報が掲載されたバリアフリーマップを作成することが効果的である。

今後、各施設管理者等と連携しながら情報収集を行い、バリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップの作成と発信に努め、バリアフリーマップには、どこにバリアがあるのかも併せて記載する。

#### **5) ICTを活用したバリアフリーの推進**

近年、ICTを始めとした技術の発展に伴い、移動支援方法や情報提供の形態が大幅に変化している。例えば、バリアフリー情報のデータ化やオープン化を可能にし、バリアフリーマップやデジタルサイネージによる情報提供、二次元コードを用いた読み取り移動支援 AI(人工知能)を活用した文字起こしといったものが挙げられる。

今後、これらの技術の発展を注視し、ICTを活用したバリアフリーの推進を図るよう努める。

## **第5章 基本構想作成後の事業推進に当たって**

国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」には、バリアフリーに関する意義や目標などを定めるとともに、バリアフリー化の促進のために、国、地方公共団体、施設設置管理者（事業者）、国民が、それぞれ果たすべき責務などについても定めている。

これらを踏まえ、基本構想作成後、バリアフリー化の促進にあたって、池田市、事業者、市民が配慮すべき事項などについて、以下に示す。

### **(1)特定事業の実施について**

池田市、事業者、市民は、互いに協力して、高齢者・障がい者等にとって、より使いやすい施設や経路となるような整備と円滑な事業の推進に努めることとする。

- 池田市は、基本構想作成後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者及び高齢者・障がい者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- 事業者は、特定事業計画の立案及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障がい者等の意見を反映させるように努めることとする。
- 市民は、移動等円滑化を推進するため、バリアフリー化のための事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障がい者等の移動の妨げとなる違法駐輪などの自肃や自転車走行マナーの心掛け、障がい者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

### **(2)事業の進捗管理及び事業の評価について**

池田市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととする。

### **(3)進捗状況及び事業内容の広報について**

池田市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとする。

## (4)事業の見直しについて

バリアフリー化にあたっては、社会情勢・地域社会の変化といったさまざまな動きに対応していくことが求められる。

現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行者支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が日々進められている。

また、令和2年のバリアフリー法改正により、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められている。このような新たな技術開発の動向や社会情勢・駅を中心とした広域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。



図 5-1 事業進捗の見直し